

議案第 33 号

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 12 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年墨田区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「子どもを養育している者」を「子どもを養育している者等」に改める。

第 2 条第 1 項中「15 歳に達した」を「18 歳に達する」に改め、同条第 2 項中「子どもを養育している者」を「子どもを養育している者等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

何人からも監護されず、かつ、15 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、区長が必要と認めるもの

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「子どもを養育している者」を「子どもを養育している者等」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

医療費の助成の対象年齢を 15 歳から 18 歳に引き上げるほか、所要の規定整備をする必要がある。